科学研究費補助金研究成果報告書

平成21年 6月 1日現在

研究種目:若手研究(B)研究期間:2007~2008 課題番号:19730006

研究課題名(和文) 死別の悲しみを伴う事件・事故に起因する民事訴訟事例の実証的研究

研究課題名(英文) Research on the Suits for Damages with Grief.

研究代表者

小佐井 良太 (KOSAI RYOTA) 愛媛大学・法文学部・准教授 研究者番号: 20432841

研究成果の概要:人命の喪失を伴う事件・事故から損害賠償を請求する民事訴訟事件へと発展した具体的な事例を対象に、主として訴訟の当事者及び関係者(弁護士等)に対する聴き取り調査を行った。具体的には、交通死亡事故における損害賠償金の支払い方法について、亡き被害者の命日毎に支払う「定期金賠償」方式が争われた事例を検証し、当事者が抱える死別の悲しみと訴訟ないし司法制度とのかかわりを検討し、理論上及び実務上、有意義な知見を得た。

交付額

(金額単位:円)

	直接経費	間接経費	合 計
2007年度	800, 000	0	800, 000
2008年度	500, 000	150, 000	650, 000
年度			
年度			
年度			
総計	1, 300, 000	150, 000	1, 450, 000

研究分野: 法社会学

科研費の分科・細目:法学・基礎法学

キーワード: 法社会学、民事訴訟、損害賠償、交通事故、死別の悲しみ、被害者遺族、定期金 賠償、紛争事例研究

1. 研究開始当初の背景

- (1) 本研究は、人命の喪失を伴うさまざまな事件・事故をめぐってその被害者遺族たちが一方当事者(原告)となって提起した民事訴訟事件(主として損害賠償請求事件)を研究対象とする法社会学的実証研究である。
- (2)人命の喪失を伴う事件・事故に起因するこの種の訴訟事例においては、訴訟の一方 当事者である被害者遺族が狭義の法的な訴訟

目的である金銭的損害賠償請求のみならず、より広く半ば「法外的な」訴訟目的として「事件・事故の真相究明」や「加害者の責任所在の明確化・責任追及」、あるいは「亡き被害者の名誉回復」等を提訴動機に掲げる例が多く見られる。こうした訴訟当事者の提訴動機については、より子細な分析を行う必要があるところ、従来そうした観点からする分析・検討は必ずしも十分になされてこなかった。

- (3) この種の訴訟事例に属するものと位置 づけられる、いわゆる「隣人訴訟」事件(津 地裁昭和52年2月25日判決。溜め池に転落して 亡くなった子どもの両親が子どもを「預けた」 隣人夫婦を被告として提起した損害賠償請求 事件)をめぐっては周知の通り、かつて法社 会学のみならず様々な法学領域の研究者たち の手により問題検討がなされてきており、十 分な研究蓄積も存在している。しかし、従来 の研究蓄積について敢えて難を指摘するなら ば、同事件をめぐって訴訟当事者である原告 夫婦(子どもを亡くした両親)及び被告夫婦 (子どもを「預かった」隣人夫婦)の「思い」 ないし「声」が主として資料的制約から極め て不十分にしか解明されておらず、したがっ てややもすると、従来の研究ではこの点を閑 却して法理論的な分析ないし第三者的な視点 のみが先行・強調される傾向に陥っていたこ とを否めないものと思われる。とりわけ、突 然の事故でかけがえのないわが子の死に直面 した原告夫婦 (子どもの両親) が抱いていた であろう「死別の悲しみ」が事件の展開に与 えた影響については、若干の論者による注意 喚起がなされたのみにとどまり、これまで十 分な検討がなされてこなかったものと見るこ とができる。
- (4) また、近年、法社会学会をはじめとして「死別の悲しみ」と法とのかかわりに対する学問的な関心が寄せられているという学会動向ないし学問的状況一般も研究背景として存在する。近時、刑事法学の領域を中心に「犯罪被害者の権利」に関する議論・研究が活発になされているが、民事訴訟法学ないし法社会学を中心とする紛争研究の領域においても同様の取り組みがなされつつあり、更なる研究の進化/深化が求められている。
- (5) 概要、上述のような問題状況・学問的 関心を背景として、本研究が構想された。

2. 研究の目的

- (1)本研究は、訴訟の一方当事者が事件・事故に起因した人命の喪失に伴う「死別の悲しみ」を抱える具体的な訴訟事例について、訴訟当事者・関係者たちを対象に聴き取り調査を行うことにより、①現状の不法行為法制度/人身損害賠償制度の下で行われる金銭的損害賠償請求に伴う被害者遺族に固有の「苦悩・ディレンマ」を明らかにすること、及び、②こうした「苦悩・ディレンマ」に対する現状での手当て・打開策を実践的かつ理論的に模索・提示すること、これらを目的とする。
- (2)本研究は、法社会学の学問分野(ないし民事訴訟法学、不法行為法学等との学際的分野)において、各論(実践)的には、弁護士論、ADR論、人身損害賠償制度論…等をめぐる議論への寄与・貢献を、また、総論(基礎理論)的には民事紛争処理論及び紛争過程論への寄与・貢献を、それぞれ目指すものである。

3. 研究の方法

- (1)交通死亡事故をめぐり、損害賠償金の 支払方法として定期金賠償(被害者の命日毎 に賠償金を支払う「命日払い」)方式が選択 された民事訴訟事例に取材して、それぞれの 遺族当事者(原告当事者)及び双方の代理人 弁護士や保険会社等の関係者に対する聴き取 り調査を行い、この調査データに依拠した紛 争事例研究を行う。
- (2) 訴訟の当事者により、定期金賠償方式 が選択された訴訟事例の判決文及び訴訟記録、 並びに関連する文献資料等一切の検討を通し て、一方で定期金賠償方式に「命日払い」と して加害者による「償い」の意味づけを重視 する遺族当事者の「思い」を綿密に記述・分 析し、他方では定期金賠償方式が抱えるさま ざまな理論的・実践的な「困難さ」を法理論 /法実務の両面から検証する。

4. 研究成果

(1) 研究の主な成果

交通死亡事故をめぐり損害賠償金の支払方 法として定期金賠償(被害者の命日毎に賠償 金を支払う「命日払い」) 方式が選択された 民事訴訟事例(4例)に取材して、それぞれ の遺族当事者(原告当事者)及び双方の代理 人弁護士や保険会社等の関係者に対する聴き 取り調査を行った結果、これまで十分に解明 されていなかった訴訟の原告当事者である被 害者遺族が敢えて定期金賠償(命日払い)方 式により損害賠償金の支払いを求めた動機な いし理由を、詳細かつ具体的に解明すること ができた。これにより、「死別の悲しみ」を 抱える被害者遺族当事者が定期金賠償方式の 活用を通じて法に対し求めた「被害救済」の あり方と、法解釈学ないし法実務が従来「暗 黙の前提」とし想定してきた「被害救済」理 念/ニーズとの間に、大きな「隔たり・ズレ」 が存在していることを実証的かつ理論的に明 らかにすることができた。

①当事者(被害者遺族)が敢えて定期金賠償 (命日払い)方式により損害賠償金の支払い を求めた動機ないし理由に関して、とりわけ、 調査対象となった4組の被害者遺族当事者の うち子どもを亡くした遺族当事者3組に共通 して言えることだが、従来通りの損害賠償金 の支払い方法である「一時金方式による一括 払い」がなされることにより、亡くなった「か けがえのないわが子」の「生命の値段」とし て高額の賠償金を手にすることへの忌避感を 定期金賠償方式選択の動機ないし理由に挙げ ていることが注目される。子どもを亡くした 「死別の悲しみ」を抱える遺族両親たちは、 事件の法的解決を選択する以上、その過程に おいて子どもの「生命の値段」に否が応にも 直面せざるを得ない。しかし、子どもを亡く した遺族両親の立場からすれば、子どもを亡

くしたことにより経済的損害が発生し困窮状 態に陥る訳でもなく、その意味で、彼ら自身 は必ずしも「お金を手にする必要がない」。だ が一方、遺族両親の視点から見れば、事件・ 事故に対する責任を認めさせ負担させるとい う意味合いからも、被告(加害者)には「お 金を支払わせる必要がある」ことになる。こ のように、子どもを亡くした遺族両親たちに とって、自分たちは必ずしも「お金を手にす る必要がない」にもかかわらず、被告(加害 者)には「お金を支払わせる必要がある」と 考えているからこそ、遺族両親たちが定期金 賠償方式の選択にその象徴的な意味合い(被 害者の命日毎の損害賠償金の支払い)の面か ら魅力を見出しているという構図を、本研究 では明らかにすることができた。

②さらに、当事者(被害者遺族)が敢えて定 期金賠償(命日払い)方式により損害賠償金 の支払いを求めた動機ないし理由に関しては、 従来の一時金一括払い方式の下での中間利息 控除の問題が大きくかかわっていることが明 らかとなった。周知のように、これまで中間 利息控除の問題をめぐっては、法定利息たる 「年5%複利(ライプニッツ)方式」による 控除の是非・妥当性が争われてきた。近年の 実勢金利の推移に照らし、賠償金の低利での 運用を被害者側が一方的に強いられることに ついて、損害分担の衡平性/公平性ないし被 害者救済の問題として論じられてきたところ である。この点、定期金賠償方式に基づく損 害賠償の支払いが求められたケースでは、上 述の「金利面での被害者側の不利」という問 題ばかりでなく、そもそも、中間利息控除が 一律に強制されることの論拠と妥当性が問題 視されていた。被害者遺族当事者にとって中 間利息控除の問題は、「生命の値段」に直面す ることへの忌避感を強くさせるだけでなく、 生命の金銭的評価の面で不当に低い評価を産

み出す「不可解な仕組み」として受け止められ、ひいては「被害者に対する侮辱」とまで 捉えられていることが、聞き取り調査の結果 から明らかとなった。

③遺族当事者(原告)により「事実上の懲罰 的意味合い」を込めて定期金賠償方式が活用 されていることについても、本研究は、聴き 取り調査の結果から遺族当事者たちの具体的 な「思い」の内容を豊かに拾い上げることに 成功している。加害者(被告)に事件ないし 被害者の存在や事件に伴う責任、被害者遺族 の悲しみの気持ち等を「忘れさせないため」 といった象徴的な目的で言わば法外的な内容 を主目的とする定期金賠償方式の活用をめぐ っては、従来、これを否定的にみる見解が主 流であったといえる。この点について、定期 金賠償方式の活用を否定した判例では、賠償 金の支払いが実際には損害保険会社から保険 金の形で支払われることに着目し、「懲罰的意 味合いは事実上のものにとどまり、実際的な 意味を見出せない」ことを否定の根拠に挙げ てきた。だが、本研究における聴き取り調査 において遺族当事者たちは、賠償金の支払い についてこれを実質的な支払い(被告=加害 者本人による支払い)として求めたい気持ち もある一方、他方で実際には保険会社によっ て保険金が支払われる形であっても、被告(加 害者) が一定期間にわたって支払いを続ける という「形式」が確保されること、及びこれ に伴う派生的な効果(将来的なコミュニケー ション機会の可能性担保等) が得られること を積極的に評価していることが理解された。 損害賠償金の支払いにおける定期金賠償方式 の選択という「法的な形式」を活用しつつ、 被告(加害者)に対して裁判外での「償い」 の機会・姿勢を求める遺族当事者たちの法に 対する「意味づけ」のあり方からは、法の外 部で加害者が「犯した罪と真に向き合う」こ

とが困難な現状において、法外的効果を利用 した間接的な「向き合いの機会」を提供する ために手続を開かれたものとすることにもつ ながる余地があり、一定の意義を見出しうる ものと思われる。このような視点に立てば、 原告・被告の間に損害保険会社が介在するか らこそ逆に、「事実上の懲罰的意味合い」を込 めて定期金賠償方式を活用することには、少 なくとも被害者遺族当事者に関する限り、実 質的な意味が見出されていることになる。そ の意味において、定期金賠償方式を「命日払 い」として活用することにより被告(加害者) に対する「事実上の懲罰的意味合い」を込め る法の利用の仕方には、これに実効性を見出 し難く法的保護に値しないとしてきた従来の 否定的見解に改めて再検討を促す知見が得ら れた。

(2) 得られた成果の位置づけとインパクト ①本研究によって得られた研究成果のインパ クトは、何よりも、被害者遺族当事者が定期 金賠償方式を敢えて選択した動機や理由、目 的などについて、聴き取り調査を行うことで 具体的に明らかにし得た点に存する。判例を 含めて従来、死亡損害の賠償金支払いにおけ る定期金賠償方式選択の是非を論じるに際し ては、当事者の動機や理由等については推測 に基づく不十分な内容が議論の前提とされて きた。この点、本研究で行った聴き取り調査 の結果を踏まえることにより、従来の議論前 提が変わることから、再度従来の議論を検証 し、問題の再検討・再構築が必要となった。 このことは、今後の同種訴訟において定期金 賠償方式に基づく損害賠償支払いの是非が争 われる場合において、判例実務等にも一定の 影響を与えることになるものと思われる。 ②本研究によって得られた研究成果は、一方 で従来の交通死亡事故をめぐる損害賠償理論

/実務に対して根源的な問題提起を行うもの

として位置づけられる。この文脈においては、 かつての中間利息控除割合の妥当性をめぐる 議論、死亡被害者が子どもである場合に親が 被害者の死亡逸失利益を相続する法律構成 (いわゆる「逆相続」)をめぐる問題、死亡損 害における死亡逸失利益と近親者慰謝料の関 係をめぐる問題、損害賠償額の算定方法及び 支払い方法をめぐる問題等と密接に絡む問題 として、本研究の成果が位置づけられよう。 これらの問題は、かつて交通事故の賠償問題 を中心に損害賠償法の分野でいずれも盛んに 議論され、その意味で一定の研究蓄積が存在 している。本研究の成果が今後、こうした損 害賠償法の分野における議論と適切に切り結 び位置づけられていくことで、かつての議論 を広く再検証に付す取り組み等の契機へとつ ながっていくことにもなるだろう。

③本研究によって得られた成果は、また他方で、法社会学ないし基礎法学の分野においても一定の位置づけが与えられることになろう。「死別の悲しみ」を伴う紛争の法的解決に際して、訴訟が果たしうる役割や当事者の訴訟に対する「意味づけ」の問題、また、紛争及び「死別の悲しみ」の時間的側面に配慮した形での紛争解決のあり方等の議論において、一定のインパクトを与えるものと考えられる。(3)今後の展望

本研究を踏まえての今後の展望としては、 定期金賠償方式を活用した「命日払い」判決 の是非を、さらに聴き取り調査の対象事例を 増やし広げることなどにより、より幅広くか つ深く、実証的に検証していく必要があるも のと思われる。その際、関連する問題として、 損害賠償金の分割払いが求められた犯罪事件 (殺人)等のケースや、中間利息控除問題が 争われたケース、また、損害賠償額の算定方 法として現在主流となっている「ライプニッ ツ方式」ではなく「ホフマン方式」の適用が

争われた事例等を視野に入れて幅広く検証す ることにより、損害賠償法の理論枠組み全体 についてトータルな検証を試みる研究へと発 展させていくことが、今後の研究展望ないし 方向性として十分に期待できるものと思われ る。こうした方向に沿った実証的かつ理論的 な検証作業を通して、「死別の悲しみ」を伴う 交通死亡事故紛争の法的解決を求める当事者 にとって真の「被害救済」とは何かを一方で 原理的に問いつつ、また、損害保険制度に基 づく賠償金の支払いを真に意味のあるもの/ 実効的なものとするために必要な「手立て」 を探ることが、今後の課題となる。さらには、 紛争の法的終局後一定期間に限り、紛争の当 事者双方にとって過度の負担とならない範囲 で一定の関係性を継続するという紛争解決の あり方につき、その効果と問題の両面を法社 会学的に検証する議論構築も、具体的な展望 に含められることになる。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者に は下線)

[学会発表](計 2 件)

- ①小佐井良太、死別の悲しみを伴う紛争事例の解決をめぐって――定期金賠償方式に基づく「命日払い」請求再考、平成21年度(第40回)日本交通法学会定期総会、2009年5月16日、日本大学
- ②小佐井良太、「死別の悲しみ」を伴う紛争 事例の解決と法の応答可能性――定期金賠 償方式に基づく損害賠償の「命日払い」請求 をめぐって、日本法社会学会・2008 年度学術 大会、2008 年 5 月 10 日、神戸大学

6. 研究組織

(1)研究代表者

小佐井 良太 (KOSAI RYOTA) 愛媛大学・法文学部・准教授

研究者番号: 20432841

- (2)研究分担者
- *該当者なし
- (3)連携研究者
- *該当者なし